

## 審判部における各種講習会について

下記の通り、公認審判員『資格認定講習会』及び『更新講習会』と『年次講習会』についてお知らせ致します

### 記

#### 1、年次講習会と3年ごとの更新講習会

公認審判員は、公認審判員規約 第五条により公認審判員講習会を1年に一回受講する事が義務付けられています。

また、第六条に公認審判員の資格有効期限を3年と決めており、認定講習会及び、更新講習会受講後3年を経過する方々は『更新講習』を受講することにより資格の更新が出来ます。

#### 1、公認審判員(A)認定講習会

実施時期	4月～8月	10月～2月
認定日	10月1日	4月1日 (全国統一にしています)
(A)認定講習会資料による講習……規定集、審判技術、審判知識、試験等		
受験料	1,000円	協会本部に振り込み(担当者)
認定料	3,000円	

#### 1、年次講習会

規則・規約の改訂やQ&A等の情報周知、審判知識・技術の向上、等

- 講習会
- ① 会場に集合して実施
  - ② 試験問題の配布・回答により実施
  - ③ 大会や会議等で集合した時に実施

受講料 1,000円 協会本部に振り込み  
但し、③は無料とする

#### 1、更新講習会(3年毎)

(2019.02.15以降実施の講習会から、資格の有効期限は3年になりました)

講習会	①集合講習	
	②更新レポート提出(ブロック審判部で内容確認後、審判部に提出)	
事務手数料	1,000円	協会本部に納付
資格維持費	3,000円	

\* 上記、各種講習会実施についてはその都度該当者に連絡致します。

以上。